

株主各位

千葉県中央区富士見1丁目11番11号
株式会社京葉銀行
取締役頭取 小島 信夫

第105期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年3月の東日本大震災により、被災されました株主の皆様には心からお見舞い申し上げます。

さて、当行第105期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成23年6月28日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県中央区富士見1丁目11番11号
当行本店6階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第105期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第105期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件
- 第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額および内容決定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <http://www.keiyobank.co.jp>）に掲載させていただきます。
 - ◎当日当行では、節電への取組みの一環として、軽装（クールビズ）で対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

第105期（平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで）事業報告

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

【主要な事業内容】

当行は、銀行業務を中心に証券業務、保険窓口販売業務、信託代理店業務などの金融サービスを提供しております。

（銀行業務）

預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、日本銀行代理店等の代理業務及び貸金庫業務等の付帯業務を行い、地域社会に密着した金融サービスに積極的に取り組んでおります。

（証券業務）

有価証券投資業務、商品有価証券売買業務、投資信託窓口販売業務、及び社債受託業務を行っております。

（保険窓口販売業務）

生命保険代理店として、個人年金保険等の窓口販売を行っております。また、損害保険代理店として、当行の住宅ローンをご利用のお客様を対象に長期火災保険の取扱いを行っております。

（信託代理店業務）

提携する信託銀行への信託業務のお取次ぎを行っております。

【金融経済環境】

平成22年度の金融経済情勢を顧みますと、世界経済は、米国における個人消費の回復や中国を中心とした新興国の躍進などにより回復への動きが続いておりますが、一部新興国の景気過熱やインフレ、原材料・食料品価格の高騰などのリスクが内在しております。

一方、わが国経済は停滞局面を脱し緩やかな回復基調にありましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により将来への不透明感が強まっております。この未曾有の震災の被害は地理的にも広範囲に及んでいることや、被災に伴う電力供給を巡る問題により企業の生産活動や物流が停滞し、企業収益や個人消費の下振れが懸念されるなど影響は甚大であり、今後の景気回復に向けた明確な道筋は描けていない状況です。

当行の経営基盤であります千葉県においても国内経済と同様に、震災の影響による企業の生産活動の低下や個人消費の鈍化などにより、経済環境の悪化が懸念されております。

【事業の経過及び成果】

経営成績

経常収益は、貸出金や有価証券の残高増加による資金運用収益の増加や、役務取引等収益の増加に加え、国債等債券売却益を計上したことにより、前期比53億59百万円増加し789億40百万円となりました。

経常費用は、資金調達費用や与信コストが減少する一方、東日本大震災後の市況悪化に伴う株式等関係損失の発生等により、前期比37億19百万円増加し593億83百万円となりました。この結果、経常利益は前期比16億39百万円増加し195億57百万円、当期純利益は前期比8億3百万円増加し115億47百万円となりました。

預 金

千葉県北西部を中心とする積極的な店舗展開や、先進的なATM及び貸金庫サービスがお客様よりご支持をいただいております。預金残高は前期比1,447億円増加し3兆3,167億円となりました。このうち、個人預金は1,057億円増加し2兆7,320億円となり、預金全体に占める割合も82.3%と高い水準を維持しております。

貸 出 金

県内の中小企業向け貸出や、住宅ローンを中心とする個人向け貸出の推進に積極的に取り組んだ結果、貸出金残高は前期比820億円増加し2兆4,208億円となりました。このうち、中小企業及び個人に対する貸出金は、前期比764億円増加し1兆9,640億円となり、貸出金全体に占める割合は81.1%となっております。

有価証券

個人預金を中心とする預金の残高が大きく増加していることを受け、国債等の堅実な運用に取組み、有価証券残高は前期比683億円増加し9,463億円となりました。

店 舗

有人店舗は、平成22年4月に柏コンサルティングプラザを廃止する一方、同年6月に柏駅前出張所を新設いたしました。これにより、当期末の有人店舗数は116カ店、3出張所の計119カ店となりました。また、無人店舗（店舗外現金自動設備）は、4カ所を新設、3カ所を廃止し、当期末の無人店舗数は144カ所となりました。

貸金庫については、お客様の更なる安全性の向上を目指し「指静脈認証システム」全自動貸金庫を新たに3カ店に導入し、31カ店でご利用いただけるようになりました。

【当行が対処すべき課題】

国内経済は、緩やかな回復過程にありましたが、東日本大震災の発生や被災に伴う電力安定供給への懸念により、不透明感が強まっております。未曾有の震災による影響が、生産活動の低下、物流の停滞、個人消費の低迷など国民生活や企業の経済活動まで広く及んでおり、今後の景気回復に向けた明確な道筋は描けておりません。

この様な経営環境下、当行では、本年4月から平成25年3月までの2年間を計画期間とする第15次中期経営計画「 α ACTION PLAN 2013」をスタートさせております。副題を「更なる企業価値向上を目指して」とし、3つの経営課題として「地域の実体経済への貢献」「強固な経営基盤の構築」「揺るぎない収益基盤の確立」に取組み、「お客様に信頼と利便性、高い満足度を提供する魅力のある、活力あふれる銀行」を目指してまいります。

＊地域の実体経済への貢献＊

当行が経営基盤を置く千葉県においても、震災による津波や液状化の発生により個人のお客様の住宅や生活インフラに大きな被害が発生したほか、企業の生産活動や不動産開発等への影響も懸念されております。地域金融機関として被災者の皆様に対する金融支援など震災復興への取組みを積極的に行っていくとともに、お客様の相談ニーズや経営課題に対して適切なコンサルティング機能を発揮し、地域金融の円滑化に徹底して取組むことで、千葉県経済に貢献してまいります。

また、お客様のニーズとライフサイクルに応じた質の高い金融サービスを提供し、より多くのお客様が安全に便利にご利用いただけるよう、引き続き「5つのコンセプト」に基づく店舗づくりに取組んでまいります。併せて、ホームページのリニューアルやインターネットバンキングの機能強化など、営業チャネルの充実を図ってまいります。

さらには、長期化が予想される電力供給不足への対応として、太陽光発電システムやLED照明機器の導入など節電への取組みを強化していくとともに、振り込め詐欺などの金融犯罪への対応強化、お客様や株主の皆様への情報発信、高齢者やお身体が不自由な方への対応など、きめ細かな心配りを提供し、経済・社会・環境といった幅広い側面に配慮したCSR（企業の社会的責任）活動を推進してまいります。

強固な経営基盤の構築

当行ではお客様からの長期的な信頼を獲得すべく、従来から創造性豊かな人財（当行では、「お客様のお役に立ち、企業を支え、成果を上げる」ことのできる行員を財産と捉え“人財”と表記しております。）の育成に継続的に取り組んでまいりました。今後も多様化・高度化するお客様のニーズに的確に応えられるよう教育・研修制度の充実などを通じて、専門的な業務知識の習得やコンサルティング能力の向上を図り、お客様目線の金融サービスと付加価値を創造できる人財の育成に、計画的に取り組んでまいります。

また、さらなる生産性の向上を図るべく、営業店・本部の機能強化や人員配置の見直し、業務プロセスの改善による効率的な業務体制を追求していくほか、バーゼルⅢや I F R S の導入を踏まえ、引き続き自己資本の質・量の拡充に努めてまいります。

併せて、今回の震災の経験を踏まえ非常用発電装置設置店舗の拡大など緊急時の業務継続体制の充実を図るとともに、リスク管理態勢やコンプライアンス態勢の一層の高度化を進めてまいります。

揺るぎない収益基盤の確立

震災の影響が懸念されるものの、千葉県は鉄道などのインフラ整備が進み、いまなお人口流入が続いているほか、国内有数の産業バランスを誇るなど恵まれたマーケットであり、今後も成長が期待されています。引き続き千葉県内の営業に特化することで、独自性を発揮し、顧客基盤の拡大に繋げてまいります。

また、国内経済における潜在成長率の低下や預金と貸出金のギャップの拡大は、中長期的な趨勢であり、こうした状況下でも安定した収益を計上するために、各種システムの高度化や営業店業務の本部集中による効率化など当行の強みである I T を戦略的に活用し、生産性の向上とローコスト化を推進してまいります。

併せて、銀行収益の根幹である預金及び貸出業務による調達力・運用力の強化に継続して取り組んでいくことはもちろんのこと、投資信託・保険商品販売等による非金利収入の増強や、提案型営業を通じて総合取引採算を高めるよう尽力してまいります。

こうした取組みを通じて、地域社会にお役に立てる銀行として、株主の皆様のご期待にお応えできるよう、役職員一同全力を尽くしてまいりますので、なにとぞより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
預 金	28,821	30,143	31,720	33,167
定期性預金	14,607	15,652	16,730	17,230
その他	14,214	14,490	14,990	15,936
貸 出 金	20,929	22,131	23,388	24,208
個人向け	8,305	8,507	8,289	8,944
中小企業向け	9,500	9,715	10,587	10,696
その他	3,123	3,908	4,511	4,567
商品有価証券	13	7	9	11
有 価 証 券	8,243	8,565	8,779	9,463
国 債	6,008	6,191	6,567	7,095
その他	2,234	2,374	2,212	2,367
総 資 産	31,288	32,680	34,116	35,669
内国為替取扱高	123,352	123,245	112,944	117,358
外国為替取扱高	百万ドル 393	百万ドル 426	百万ドル 391	百万ドル 539
経 常 利 益	百万円 24,420	百万円 9,890	百万円 17,917	百万円 19,557
当 期 純 利 益	百万円 14,117	百万円 5,621	百万円 10,744	百万円 11,547
1株当たりの当期純利益	48円70銭	19円63銭	38円42銭	41円30銭

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、平成21年度から貸出金の内訳の表示を一部変更しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2, 0 3 9 人	2, 0 4 6 人
平 均 年 齢	3 8 年 3 月	3 8 年 1 月
平 均 勤 続 年 数	1 6 年 5 月	1 6 年 4 月
平 均 給 与 月 額	3 8 8 千 円	3 8 7 千 円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
千 葉 県	店 うち出張所 118 (3)	店 うち出張所 118 (3)
東 京 都	1 (-)	1 (-)
合 計	119 (3)	119 (3)

- (注) 上記のほか、店舗外現金自動設備を当年度末において144カ所（前年度末143カ所）設置しております。

ロ 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
柏 支 店 柏 駅 前 出 張 所	千 葉 県 柏 市

- (注) 1. 当年度において、柏支店柏コンサルティングプラザ出張所を廃止し、柏支店柏駅前出張所を新設いたしました。
 2. 当年度において店舗外現金自動設備を、次の4カ所新設いたしました。
 ・ 稲毛海岸支店 J R 検見川浜駅出張所 (千葉県千葉市美浜区)
 ・ 八街支店大木出張所 (千葉県八街市)
 ・ ちはら台支店ちはら台東出張所 (千葉県市原市)
 ・ 海神支店新船橋出張所 (千葉県船橋市)
 3. 当年度において店舗外現金自動設備を、次の3カ所廃止いたしました。
 ・ 松ヶ丘支店サンテール千葉出張所 (千葉県千葉市中央区)
 ・ 柏支店柏コンサルティングプラザ出張所 (千葉県柏市)
 ・ 船橋駅前支店マックスバリュート新船橋店出張所 (千葉県船橋市)

ハ 銀行代理業者の一覧
該当ございません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	4,392
---------------	-------

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
① 店舗新築等 (東京支店、ちはら台支店、柏駅前出張所他)	1,546
② 店舗改修等 (北柏支店、姉崎支店、五香出張所他)	835
③ 機器・設備更新等 (出納システム機器購入他)	1,076
④ 店舗・駐車場用地等 (八千代緑ヶ丘店舗用地、東金支店店舗用地、江戸川台支店駐車場用地購入他)	509
⑤ その他施設 (大宮寮建替他)	426

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ございません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設 年 月 日 立 日	資本金	当行が有 する子会 社等の議 決権比率	その他
株式会社京葉銀 オフィスサービス	千葉市稲毛区天 台4丁目12番9 号	京葉銀行のための 調度品の調達・物 品の販売、債権証 書類の集中処理及 び管理保管業務他	昭和57年 10月2日	100万円	100%	—
株式会社京葉銀 キャリアサービス	千葉市中央区 富士見1丁目 11番11号	主として京葉銀行 に係る労働者派遣 事業	平成元年 1月13日	200万円	100%	—
株式会社京葉銀 カード	千葉市中央区 本町3丁目2番 6号	クレジットカード 業務、金銭の貸付 ならびに信用保証 業務他	平成元年 1月13日	500万円	5%	—
株式会社京葉銀 保証サービス	千葉市中央区道 場南1丁目2番 8号	住宅ローンを中心 とする個人ローン の保証業務及び不 動産の調査業務	平成10年 3月16日	300万円	5%	—

(注) 連結される子会社及び子法人等は上記4社であり、持分法適用会社は該当ございません。
当期の連結経常収益は79,833百万円、連結当期純利益は11,545百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀42行と都市銀行、信託銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金・信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀42行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
3. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・現金自動入金のサービスを行っております。
4. 当行、株式会社千葉銀行、株式会社千葉興業銀行、6信用金庫、千葉県信用農業協同組合連合会、千葉県内21農業協同組合、中央労働金庫及び千葉県内3信用組合の提携により、C-NETシステム（共同資金決済システム）の相互利用によるC-NET代金回収サービスの提供を行っております。
5. 株式会社イーネット及び株式会社セブン銀行、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社イオン銀行、株式会社ビューカードとの提携により、コンビニエンスストア・ショッピングセンター・駅等に設置された現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
綿 貫 弘 一	取 締 役 会 長 (代表取締役) 統轄		
小 島 信 夫	取 締 役 頭 取 (代表取締役) 業務全般統轄 経営 企画部		
藤 坂 政 美	専 務 取 締 役 (代表取締役) 監査部 東京事務所 リ スク管理部 お客様相談 室 秘書室 資産査定室		
渡 部 茂 樹	常 務 取 締 役 事務部長兼事務セン ター所長 事務集中部		
福 田 紀 夫	常 務 取 締 役 融資第一部 融資第二部 個人融資部		
上 村 進	常 務 取 締 役 支店支援部 営業渉 外部 営業企画部		
相 原 薫	常 務 取 締 役 人事部 総務部 資 金証券部 国際部		
佐久間 武彦	取 締 役 船橋支店長		
露 崎 忠 夫	取 締 役 本店営業部長		
石 原 康 有	取 締 役 資金証券部長兼国際 部長		
飯 高 弘 史 郎	取 締 役 支店支援部長		
山 下 禎 三	取 締 役 個人融資部長		
熊 谷 俊 行	取 締 役 経営企画部長		
君 塚 英 治	取 締 役 東京支店長		
橋 本 清	取 締 役 融資第一部長		
森 謙 二	常 勤 監 査 役		
小 澤 進	常 勤 監 査 役		
磯 貝 正 尚	監 査 役 (社外監査役)	社団法人千葉県不動産 鑑定士協会 専務理事	
大 塚 弘	監 査 役 (社外監査役)	京成電鉄株式会社 相談役	
松 香 茂 道	監 査 役 (社外監査役)	日立ビジネスソリューション 株式会社 社外取締役	

- (注) 1. 平成22年6月29日開催の第104期定時株主総会終結の時をもって、取締役鶴岡茂樹及び常勤監査役三股幸雄の両氏は辞任され、監査役小野功氏は退任いたしました。
2. 平成23年4月1日付で、取締役山下禎三は、常務取締役個人融資部長に、取締役石原康有は、資金証券部長兼国際部長から国際部長にそれぞれ就任いたしました。
3. 当行は、社外監査役磯貝正尚氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	16名	630 (381)
監査役	7名	43 (8)
計	23名	673 (389)

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 期末現在の人員は、取締役15名、監査役5名（うち社外監査役3名）であります。支給人員数と期末人員数が相違しているのは、支給人員数に中に退任した取締役及び監査役が含まれているためであります。
3. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与を69百万円支払っております。
4. 平成9年6月27日開催の第91期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額30百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は月額6百万円以内と決議いただいております。
5. 報酬等の欄には下記のものを含まれ、その合計額を括弧内書に記載しております。
- 平成23年6月29日開催の第105期定時株主総会において付議いたします役員賞与
取締役 15名 72百万円
監査役 5名 8百万円
 - 平成23年6月29日開催の第105期定時株主総会において付議いたします退任役員に対する退職慰労金
取締役 5名 309百万円

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
磯 貝 正 尚	社団法人千葉県不動産鑑定士協会 専務理事
大 塚 弘	京成電鉄株式会社 相談役
松 香 茂 道	日立ビジネスソリューション株式会社 社外取締役

- (注) 社外監査役大塚 弘氏が兼職しております京成電鉄株式会社との間において貸出金等の取引があります。

(2) 社外役員の名な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
磯貝正尚	2年9カ月	取締役会23.81%、監査役会100%の出席率	地方自治及び企業経営の幅広い経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
大塚弘	0年9カ月	取締役会25.00%、監査役会60%の出席率	企業経営及び監査役としての豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
松香茂道	0年9カ月	取締役会33.33%、監査役会100%の出席率	豊富な金融関係のIT専門知識及び監査役としての経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 責任限定契約

社外役員と当行との間の責任限定契約はございません。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4名	4(1)	—

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 期末現在の人員は、社外役員(社外監査役)3名であります。支給人員数と期末人員数が相違しているのは、支給人員数に期中に退任した社外監査役が含まれているためであります。

3. 報酬等の欄には下記のもの含まれ、その額を括弧内書に記載しております。

- ・平成23年6月29日開催の第105期定時株主総会において付議いたします役員賞与のうち、
社外役員(社外監査役)分 3名 1百万円

4 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 790,029千株
発行済株式の総数 290,855千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

- (2) 当年度末株主数 15,264名

- (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	32,420 ^{千株}	11.59%
日本興亜損害保険株式会社	12,619	4.51
株式会社千葉銀行	12,213	4.36
三井住友海上火災保険株式会社	10,018	3.58
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,281	3.32
京葉銀行職員持株会	8,261	2.95
住友生命保険相互会社	7,122	2.54
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	6,341	2.26
朝日生命保険相互会社	6,309	2.25
第一生命保険株式会社	5,682	2.03

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式(11,315,041株)を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

該当ございません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏 名 又 は 名 称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩原 淳 一	58	該当ございません
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 増田 正 志		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥谷 績		

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記当該事業年度に係る報酬等の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は58百万円であります。

(2) 責任限定契約

会計監査人と当行との間の責任限定契約はございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

- ・ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7 業務の適正を確保する体制

当行は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」に関し、取締役会において、次のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 役職員の法令等の遵守体制の確立のため行動規範を明文化するとともに、「私達の行動規範」及び「法令遵守ガイダンス」等を制定し、役職員全員がこれらの遵守を宣誓した。
- ② コンプライアンスに関する事項の基本規定として「コンプライアンス規定」を制定し、取締役・監査役・職員それぞれの心構えを明らかにして全役職員に法令等の遵守を義務付けるとともに、「コンプライアンス・ファイル」の制定やコンプライアンス体制充実のための事業年度毎の具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」の策定及び実施状況の取締役会への報告等、具体的なコンプライアンス活動を明確にする。
- ③ コンプライアンスの組織として、代表取締役副頭取をコンプライアンス担当役員に、代表取締役副頭取なきときは、代表取締役専務をコンプライアンス担当役員に、リスク管理部コンプライアンス統括グループをコンプライアンスの統括部署として明確に定めるとともに、本部各部署及び全営業店に法令遵守担当者を配置し、職場での啓蒙やコンプライアンス研修を行い、その浸透に取り組む。
- ④ 役職員全員が当行の企業倫理を実践するために以下を内容とする「コンプライアンス・ファイル」を所持し、日常生活、業務行動における指針及び手引書として活用する。

(イ) 私達の行動規範

(ロ) 法令遵守ガイダンス

(ハ) 融資取組み時の規範

(ニ) 反社会的勢力に関する対応マニュアル

反社会的勢力排除に向けた基本方針として「市民社会及び企業活動の安全や秩序に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する」旨を定める。

反社会的勢力との関係を排除するための体制として、統括部署を設置し反社会的勢力に関する情報を一元管理するとともに、反社会的勢力対策責任者として本部・営業店に「不当要求防止責任者」を配置し、その対応並びに外部専門機関との密接な連携を図るものとする。

(ホ) インサイダー取引未然防止ルール

当行の役職員等が業務上知り得た当行及び取引先会社等の未公開情報を厳重に管理するとともに、役職員等によるそれらの未公開情報を利用した不正取引を防止することを目的とする。

- ⑤ 法令等に反する行為を早期に発見・是正するため、法令等に対して重大な違反行為があるとの疑いを持った場合は、リスク管理部コンプライアンス統括グループリーダーに対して各役職員に報告を義務付けるとともに、「コンプライアンス・ホットライン規定」を遵守し、申立者の保護を明確にしてその実効性の確保を図る。また、コンプライアンス・ホットラインの受付状況については、コンプライアンス統括部署から取締役会に報告することを義務付ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 当行の保有する全ての情報資産を適切に保護するための基本方針として「セキュリティポリシー」を定め、全役職員に周知徹底するとともに、情報セキュリティに対する意識向上を図ることにより、金融機関としての社会的責務と公共性の維持に努める。
- ② 以下の各号に掲げる情報の保存及び管理に関する諸規定に基づいて適正な保存及び管理を行う。
 - (イ) セキュリティスタンダード 情報資産の保存及び管理に関する基本規定
 - (ロ) 個人情報保護規定 個人情報の保存及び管理に関する具体規定
 - (ハ) 示達文書管理規定 行内等へ発出する文書等の保存及び管理に関する具体規定
- ③ 取締役会議事録、稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① リスク管理基本規定をはじめとするリスク管理規定体系を整備し、リスク管理の方針や管理方法を定める。
- ② 信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等のリスク種類毎にリスク管理担当部署を定め、リスク特性に応じたリスク管理を行うとともに、リスク管理統括部署として、リスク管理部が各リスクを統合的に管理する。
- ③ 内部監査部門は、リスク管理部を含めた各リスク管理担当部署の適切性について、独立した立場から監査を実施し、その結果を取締役・取締役会及び監査役に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 意思決定の迅速化と意思決定プロセスの公正性を確保するため常務会を設置し、重要事項は合議制により慎重な意思決定を行う。
- ② 取締役会は経営計画のほか、事業年度半期毎に業務方針を定め、企業として達成すべき目標を明確に定める。また、取締役会は事業年度四半期毎に業務執行状況、財務・業績の概況について報告を受け、財務・業績の概況については、事業年度四半期毎に開示する。

(5) 当行並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社においても、業務の決定及び執行についての相互牽制が適切になされるよう、取締役会と監査役を設置する。
- ② 子会社の重要な業務の決定や重要資産の得失、役員人事の決定等を当行が管理するとともに、子会社から適時に業務の状況の報告を受けられるよう、経営基本事項に関する合意書を締結する。また、子会社業務の健全かつ適切な運営を確保するため、監査契約を締結し、必要な指導、助言等を行う。
- ③ 子会社のコンプライアンス体制確保のため、子会社のコンプライアンス体制構築等につき指導・監督し、子会社を含めた当行のグループ全体として、適正な体制が確保されるよう努める。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役会にて協議のうえ、必要な人員を配置する。
- ② 監査役による監査の実効性を確保するため、内部監査部門である監査部は監査役と連携を保ち、随時協議を行う。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当該使用人の任命及び人事異動等雇用条件に関する事項については、監査役会の意見を聴取し、これを尊重する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ② 監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 内部監査部門である監査部は、定期的開催する監査役説明会において、監査結果の報告と問題点に係る協議を行う。
- ② 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

8 その他

該当ございません。

1. 第105期末 (平成23年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	70,279	預当座預金	3,316,773
現金	32,534	普通預金	40,329
預け金	37,744	貯蓄預金	1,412,159
コ一ル口一	48,150	通知預金	103,793
商品有価証券	1,145	定期預金	7,055
商品国債	94	その他の預金	1,723,091
商品地方債	1,051	譲渡性預金	30,343
有価証券	946,323	借入金	8,055
国債	709,544	借入金	6,371
地方債	83,056	外国為替	6,371
社債	78,208	外債	90
株式	51,898	売渡外国為替	31
その他の証券	23,614	未払外国為替	58
貸出金	2,420,859	その他の負債	11,502
割引手形	9,993	未決済為替借	0
手形貸付	42,421	未払法人税等	3,774
証書貸付	2,220,351	未払費用	5,305
当座貸越	148,093	前受収益	961
外国為替	1,934	金融派生商品	0
外国他店預け	1,930	その他の負債	1,461
取立外国為替	4	賞与引当金	1,224
その他の資産	12,313	役員賞与引当金	80
未収収益	4,642	退職給付引当金	12,800
金融派生商品	0	役員退職慰労引当金	556
その他の資産	7,670	睡眠預金払戻引当金	290
有形固定資産	52,311	偶発損失引当金	696
建物	13,782	再評価に係る繰延税金負債	6,447
土地	31,675	支払承諾	13,393
建設仮勘定	935	負債の部合計	3,378,280
その他の有形固定資産	5,918	(純資産の部)	
無形固定資産	198	資本金	49,759
その他の無形固定資産	198	資本剰余金	39,717
繰延税金資産	14,630	資本準備金	39,704
支払承諾見返	13,393	その他資本剰余金	12
貸倒引当金	△ 14,569	利益剰余金	91,925
		利益準備金	10,055
		その他利益剰余金	81,870
		別途積立金	64,720
		繰越利益剰余金	17,150
		自己株式	△ 5,247
		株主資本合計	176,155
		その他有価証券評価差額金	7,254
		土地再評価差額金	5,279
		評価・換算差額等合計	12,533
		純資産の部合計	188,689
資産の部合計	3,566,970	負債及び純資産の部合計	3,566,970

2. 第105期 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	78,940
資金運用収益	63,600
貸出金利	49,363
有価証券利息配当	13,964
コールローン利息	270
預け金の利息	0
その他の受入利息	1
役務取引等収益	8,364
受入為替手数料	2,498
その他の役務収益	5,865
その他の業務収益	6,167
外国為替売却益	784
国債等債券売却益	5,382
その他の経常収益	807
その他の経常収益	807
経常費用	59,383
資金調達費用	4,084
預金預金利息	4,067
譲渡性預金利息	14
債券貸借取引支払利息	0
借入金利息	1
役務取引等費用	3,740
支払為替手数料	535
その他の役務費用	3,205
その他の業務費用	1,298
商晶有価証券売却損	0
国債等債券売却損	1,298
営業経常費用	35,985
その他の経常費用	14,273
貸倒引当金繰入額	2,240
貸出金償却	122
株式等売却	4,631
株式等償却	4,144
その他の経常費用	3,133
経常利益	19,557
特別利益	51
固定資産処分益	1
償却資産取立	49
特別損失	307
固定資産処分損失	145
減損損失	161
税引前当期純利益	19,300
法人税、住民税及び事業税	6,667
法人税等調整額	1,085
法人税等合計	7,753
当期純利益	11,547

3. 第105期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	49,759
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	49,759
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	39,704
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	39,704
その他資本剰余金	
前期末残高	13
当期変動額	
自己株式の処分	△ 0
当期変動額合計	△ 0
当期末残高	12
資本剰余金合計	
前期末残高	39,718
当期変動額	
自己株式の処分	△ 0
当期変動額合計	△ 0
当期末残高	39,717
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	10,055
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	10,055
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	57,720
当期変動額	
別途積立金の積立	7,000
当期変動額合計	7,000
当期末残高	64,720
繰越利益剰余金	
前期末残高	14,840
当期変動額	
剰余金の配当	△ 2,236
別途積立金の積立	△ 7,000
当期純利益	11,547
当期変動額合計	2,310
当期末残高	17,150
利益剰余金合計	
前期末残高	82,615
当期変動額	
剰余金の配当	△ 2,236
当期純利益	11,547
当期変動額合計	9,310
当期末残高	91,925

(単位：百万円)

科目	金額
自己株式	
前期末残高	△ 5,230
当期変動額	
自己株式の取得	△ 22
自己株式の処分	5
当期変動額合計	△ 17
当期末残高	△ 5,247
株主資本合計	
前期末残高	166,862
当期変動額	
剰余金の配当	△ 2,236
当期純利益	11,547
自己株式の取得	△ 22
自己株式の処分	5
当期変動額合計	9,293
当期末残高	176,155
評価・換算差額等	
 その他有価証券評価差額金	
前期末残高	9,978
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 2,723
当期変動額合計	△ 2,723
当期末残高	7,254
 土地再評価差額金	
前期末残高	5,279
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	5,279
評価・換算差額等合計	
前期末残高	15,257
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 2,723
当期変動額合計	△ 2,723
当期末残高	12,533
純資産合計	
前期末残高	182,120
当期変動額	
剰余金の配当	△ 2,236
当期純利益	11,547
自己株式の取得	△ 22
自己株式の処分	5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 2,723
当期変動額合計	6,569
当期末残高	188,689

4. 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	3年～20年

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,125百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日次から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これによる計算書類への影響はありません。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 54百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,531百万円、延滞債権額は33,998百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は379百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,057百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は39,967百万円であります。
なお、2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,993百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、7,312百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 7,656百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,994百万円

借入金 6,370百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券136,003百万円及びその他資産102百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は2,798百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、650,144百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

15,521百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額

44,987百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額

2,024百万円

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,010百万円であります。

14. 1株当たりの純資産額 674円99銭
15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
16. 関係会社に対する金銭債権総額 1,903百万円
17. 関係会社に対する金銭債務総額 1,329百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- 資金運用取引に係る収益総額 29百万円
- 役務取引等に係る収益総額 7百万円
- その他業務・その他経常取引に係る収益総額 10百万円
- 関係会社との取引による費用
- 資金調達取引に係る費用総額 0百万円
- 役務取引等に係る費用総額 19百万円
- その他業務・その他経常取引に係る費用総額 2,031百万円
2. 1株当たり当期純利益金額 41円30銭
3. 当行は、千葉県内の事業用土地等2件の有形固定資産について減損損失を計上しております。

これらの事業用土地等は使用範囲又は方法の変更により、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額161百万円（土地31百万円、建物122百万円、その他の有形固定資産7百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

当行の資産のグルーピングは、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で、遊休資産については各資産単位で行っております。また、本部・本店、事務センター、研修所、寮・社宅等については共用資産としております。

回収可能額は正味売却価額により測定しており、資産の重要性を勘案し、主として路線価を基にした評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 関連当事者との取引

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業内容は、業務又は業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等(人)	事業上の関係				
子会社	株式会社 千葉銀行保証サービス	千葉県市	30	信用保証	43	1	各種ローンの債務保証	被債務保証	79,763	-	-

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘 要
自 己 株 式					
普通株式	11,274	52	11	11,315	※1、※2
合 計	11,274	52	11	11,315	

※1. 普通株式の自己株式の株式数の増加52千株は、単元未満株式の買取りによる増加52千株であります。

※2. 普通株式の自己株式の株式数の減少11千株は、単元未満株式の売渡しによる減少11千株であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成23年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売 買 目 的 有 価 証 券	△1

2. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 （百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	50,083	53,562	3,478
	地 方 債	—	—	—
	社 債	12,635	13,121	486
	そ の 他	10,600	10,659	59
	うち外国債券	10,600	10,659	59
	小 計	73,319	77,342	4,023
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	7,000	6,989	△ 10
	うち外国債券	7,000	6,989	△ 10
	小 計	7,000	6,989	△ 10
合 計		80,319	84,332	4,013

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関 連 法 人 等 株 式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	54
関 連 法 人 等 株 式	—
合 計	54

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	8,673	6,868	1,804
	債 券	641,767	618,735	23,032
	国 債	501,696	483,908	17,787
	地 方 債	79,371	76,458	2,913
	社 債	60,699	58,368	2,331
	そ の 他	4,263	4,221	41
	うち外国債券	4,263	4,221	41
	小 計	654,704	629,825	24,879
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	42,384	53,064	△10,679
	債 券	166,323	168,303	△ 1,980
	国 債	157,764	159,665	△ 1,900
	地 方 債	3,684	3,732	△ 48
	社 債	4,873	4,905	△ 31
	そ の 他	1,610	1,648	△ 38
	うち外国債券	1,610	1,648	△ 38
	小 計	210,317	223,016	△12,699
合 計		865,022	852,842	12,179

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株 式	787
そ の 他	140
合 計	927

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	5,650	—	4,631
債券	195,903	5,382	1,298
国債	195,853	5,382	1,298
地方債	—	—	—
社債	50	—	—
その他	—	—	—
うち外国債券	—	—	—
合計	201,553	5,382	5,930

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、株式4,144百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落している銘柄及び時価が30%以上50%未満下落しており、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断し時価の回復可能性がないと認められる銘柄としております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	10,211百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	5,176百万円
減価償却費損金算入限度額超過額	2,129百万円
賞与引当金損金算入限度額超過額	494百万円
その他	1,605百万円
繰延税金資産小計	19,618百万円
評価性引当額	△ 62百万円
繰延税金資産合計	19,555百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 4,925百万円
繰延税金負債合計	△ 4,925百万円
繰延税金資産の純額	14,630百万円

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年 5 月 6 日

株式会社 京葉銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩 原 淳 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増 田 正 志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥 谷 績 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京葉銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第105期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月9日

株式会社 京葉銀行 監査役会

常勤監査役 森 謙 二 ㊟

常勤監査役 小 澤 進 ㊟

監 査 役 磯 貝 正 尚 ㊟

監 査 役 大 塚 弘 ㊟

監 査 役 松 香 茂 道 ㊟

(注) 監査役磯貝正尚、監査役大塚 弘及び監査役松香茂道は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

1. 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|------------------|-----------------|
| ① 連結される子会社及び子法人等 | 4社 |
| 株式会社京葉銀オフィスサービス | 株式会社京葉銀キャリアサービス |
| 株式会社京葉銀保証サービス | 株式会社京葉銀カード |
| ② 非連結の子会社及び子法人等 | 該当ありません。 |

(2) 持分法の適用に関する事項

- | | |
|------------------------|----------|
| ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 | 該当ありません。 |
| ② 持分法適用の関連法人等 | 該当ありません。 |
| ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 | 該当ありません。 |
| ④ 持分法非適用の関連法人等 | 該当ありません。 |

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 4社

2. 連結貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	70,560	預 金	3,315,921
コールローン及び買入手形	48,150	譲 渡 性 預 金	7,664
商品有価証券	1,145	借 用 金	6,371
有 価 証 券	947,380	外 国 為 替	90
貸 出 金	2,420,520	そ の 他 負 債	13,440
外 国 為 替	1,934	賞 与 引 当 金	1,227
そ の 他 資 産	14,528	役 員 賞 与 引 当 金	80
有 形 固 定 資 産	52,321	退 職 給 付 引 当 金	12,937
建 物	13,783	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	565
土 地	31,675	利 息 返 還 損 失 引 当 金	37
建 設 仮 勘 定	935	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	290
その他の有形固定資産	5,927	偶 発 損 失 引 当 金	696
無 形 固 定 資 産	202	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	6,447
ソ フ ト ウ ェ ア	2	支 払 承 諾	13,393
その他の無形固定資産	200	負 債 の 部 合 計	3,379,163
繰 延 税 金 資 産	14,856	(純資産の部)	
支 払 承 諾 見 返	13,393	資 本 金	49,759
貸 倒 引 当 金	△15,009	資 本 剰 余 金	39,731
		利 益 剰 余 金	92,739
		自 己 株 式	△5,260
		株 主 資 本 合 計	176,969
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	7,255
		土 地 再 評 価 差 額 金	5,279
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	12,535
		少 数 株 主 持 分	1,318
		純 資 産 の 部 合 計	190,823
資 産 の 部 合 計	3,569,986	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,569,986

3. 連結損益計算書 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		79,833
資 金 運 用 収 益	63,818	
貸 出 金 利 息	49,578	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	13,967	
コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	270	
預 け 金 利 息	0	
そ の 他 の 受 入 利 息	1	
役 務 取 引 等 収 益	8,738	
そ の 他 業 務 収 益	6,478	
そ の 他 経 常 収 益	797	
経 常 費 用		60,016
資 金 調 達 費 用	4,083	
預 金 利 息	4,067	
譲 渡 性 預 金 利 息	14	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	
借 用 金 利 息	1	
役 務 取 引 等 費 用	3,772	
そ の 他 業 務 費 用	2,089	
営 業 経 費	35,440	
そ の 他 経 常 費 用	14,629	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,556	
そ の 他 の 経 常 費 用	12,072	
経 常 利 益		19,816
特 別 利 益		56
固 定 資 産 処 分 益	1	
償 却 債 権 取 立 益	55	
特 別 損 失		308
固 定 資 産 処 分 損 失	146	
減 損 損 失	161	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		19,564
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,777	
法 人 税 等 調 整 額	1,108	
法 人 税 等 合 計		7,886
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		11,678
少 数 株 主 利 益		133
当 期 純 利 益		11,545

4. 連結株主資本等変動計算書 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
株主資本	
資本金	
前期末残高	49,759
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	49,759
資本剰余金	
前期末残高	39,731
当期変動額	
自己株式の処分	△ 0
当期変動額合計	△ 0
当期末残高	39,731
利益剰余金	
前期末残高	83,425
当期変動額	
剰余金の配当	△ 2,232
当期純利益	11,545
当期変動額合計	9,313
当期末残高	92,739
自己株式	
前期末残高	△ 5,243
当期変動額	
自己株式の取得	△ 22
自己株式の処分	5
当期変動額合計	△ 17
当期末残高	△ 5,260
株主資本合計	
前期末残高	167,673
当期変動額	
剰余金の配当	△ 2,232
当期純利益	11,545
自己株式の取得	△ 22
自己株式の処分	5
当期変動額合計	9,296
当期末残高	176,969

(単位：百万円)

科目	金額
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	9,981
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 2,725
当期変動額合計	△ 2,725
当期末残高	7,255
土地再評価差額金	
前期末残高	5,279
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	5,279
その他の包括利益累計額合計	
前期末残高	15,260
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 2,725
当期変動額合計	△ 2,725
当期末残高	12,535
少数株主持分	
前期末残高	1,212
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	105
当期変動額合計	105
当期末残高	1,318
純資産合計	
前期末残高	184,147
当期変動額	
剰余金の配当	△ 2,232
当期純利益	11,545
自己株式の取得	△ 22
自己株式の処分	5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 2,620
当期変動額合計	6,676
当期末残高	190,823

5. 連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物　　3年～50年

その他　　3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,679百万円であります。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（13年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子会社及び子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積り計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

12. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

13. 外貨建資産・負債の換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

14. リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これによる連結計算書類への影響はありません。

表示方法の変更

(連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第5号平成23年3月25日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第41号平成22年9月21日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,550百万円、延滞債権額は34,161百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は536百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,057百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は40,306百万円であります。
なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、9,993百万円であります。
6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、7,312百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産

有価証券	7,656百万円
------	----------

担保資産に対応する債務

預金	1,994百万円
借入金	6,370百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券136,003百万円及びその他資産102百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は2,831百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、662,169百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

15,521百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

45,041百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額

2,024百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は3,010百万円であります。

13. 1株当たりの純資産額

678円02銭

14. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却160百万円、株式等売却損4,631百万円及び株式等償却4,144百万円を含んでおります。
2. 1株当たり当期純利益金額 41円30銭
3. 当行は、千葉県内の事業用土地等2件の有形固定資産について減損損失を計上しております。

これらの事業用土地等は使用範囲又は方法の変更により、資産グループの帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額161百万円（土地31百万円、建物122百万円、その他の有形固定資産7百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

当行の資産のグルーピングは、営業用店舗については管理会計上の最小区分である営業店単位で、遊休資産については各資産単位で行っております。また、本部・本店、事務センター、研修所、寮・社宅等については共用資産としております。

回収可能額は正味売却価額により測定しており、資産の重要性を勘案し、主として路線価を基にした評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	290,855	—	—	290,855	
合計	290,855	—	—	290,855	
自己株式					
普通株式	11,318	52	11	11,359	※1、※2
合計	11,318	52	11	11,359	

※1. 普通株式の自己株式の株式数の増加52千株は、単元未満株式の買取りによる増加52千株であります。

※2. 普通株式の自己株式の株式数の減少11千株は、単元未満株式の売渡しによる減少11千株であります。

2. 配当に関する事項

当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,118百万円	4.0円	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	1,118百万円	4.0円	平成22年9月30日	平成22年11月25日
合計		2,236百万円			

平成23年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 1,397百万円
- ② 1株当たり配当額 5円
- ③ 基準日 平成23年3月31日
- ④ 効力発生日 平成23年6月30日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行並びに連結される子会社及び子法人等（以下「当行グループ」という）は、千葉県を営業基盤とする地域金融機関として、預金や貸出業務及び有価証券投資、並びに国債や投資信託等の販売といった銀行業務を中心に行っております。これらの事業を行うため、資金調達には預金を中心に行い、社債や債権流動化による調達は行っておりません。また、資金運用は中小企業等向け融資や住宅ローンを中心とした貸出業務及び国債を中心とした有価証券投資により行っており、最終的なリスクの所在が不明確な商品への運用は行っておりません。また、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を保有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。

デリバティブ取引に対しては慎重な態度で臨み、投機的な収益獲得手段としては取り扱わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、景気の動向、不動産価格の変動等の経済環境及び取引先の経営状態の変化により、契約条件通りに債務が履行されない可能性があります。有価証券は国債を中心とする債券や上場株式等であり、主に銀行業務における資金運用を目的として保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の主なもの、一般顧客から調達する預金であり、当行の信用状況等の変化や予期せぬ経済環境等の変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

また、外貨建の金融資産・金融負債が純額で資産超または負債超となった場合、為替相場が変動することにより現在価値や期間収益に影響を与える為替リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行の金融商品に係るリスク管理体制は以下のとおりであります。なお、連結される子会社及び子法人等についても当行の管理体制に準じ、各社のリスク・プロフィールに見合った管理を行っております。

① 信用リスクの管理

当行は、「信用リスク管理規定」に定めた信用リスク管理の基本方針、融資の基本姿勢に則り、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額管理、信用情報管理、信用格付、問題債権の対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、営業店のほか融資第一部、融資第二部、個人融資部等の信用リスク管理所管部署が行っております。また、信用リスクを分散するため「与信ポートフォリオ管理要領」を制定し、与信ポートフォリオのモニタリングを行い、その状況については定期的に取締役会等への報告を行っております。さらに与信管理の状況については、監査部による内部監査を実施しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行は、「ALM委員会規定」に金利動向の予測、金利リスク量の把握、分析等を行うことを明記し、金利の変動リスクを管理しております。リスク管理を統括するリスク管理部は、ギャップ分析や金利感応度分析等を行い資産・負債の金利や期間を総合的に把握しており、定期的にALM委員会や取締役会等への報告を行っております。

なお、金利変動リスクをヘッジするためのデリバティブ取引は行っておりません。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、取締役会で年度ごとの運用計画を決定したうえで、「市場関連リスク管理規定」等に従いリスクの管理を行っております。資金運用を所管する資金証券部及び国際部は、年間の投資限度額を設定し債券及び上場株式等の購入を行うほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報はリスク管理部及びALM委員会に報告し、検討、分析を行っております。

(iii) 為替リスクの管理

外国為替取引には、顧客による外貨預金の預入・払出や外貨両替取引、貿易・貿易外取引等があります。国際部では、こうした取引に対し銀行間市場において反対取引を行うことにより、外貨建の金融資産と金融負債のバランスを管理し、為替リスクを抑制することとしております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」「有価証券」のうち債券及び「預金」であり、株式の価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のうち株式であります。当行では、これらの金融商品の市場リスク量について、VaRによる定量的分析を利用しており、その算定にあたっては、分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。

平成23年3月31日現在、当行の市場リスク量は、全体で47,101百万円です。

なお、当行では、算定したVaRの値と実際の損益を比較するバックテストイングを実施しており、算定にあたり使用する計測モデルは市場リスクを適切に捕捉していることを確認しております。

ただし、VaRは過去の一定期間（観測期間）の金利、株価の変動をベースに統計的手法により市場リスク量を計測する手法であり、観測期間に捉えきれなかったストレス事象の発生によるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理規定」に流動性リスクの適切な管理を行うことを明記し、半年毎に運用・調達のバランスを考慮した資金計画を策定するとともに、月次・週次・日次で資金繰りを厳格に管理しております。また万が一の場合に備えてコンティンジェンシー・プラン（緊急時対応計画）を策定し、迅速かつ適切に対処できる体制を整備しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	70,560	70,560	—
(2) コールローン及び買入手形	48,150	48,150	—
(3) 有価証券	946,451	950,464	4,013
満期保有目的の債券	81,319	85,332	4,013
その他有価証券	865,131	865,131	—
(4) 貸出金	2,420,520		
貸倒引当金(*)	△ 14,866		
	2,405,654	2,423,266	17,611
資 産 計	3,470,816	3,492,441	21,625
(1) 預金	3,315,921	3,317,505	1,584
(2) 譲渡性預金	7,664	7,664	—
負 債 計	3,323,585	3,325,170	1,584

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金は全て満期のないものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所における取引価格、債券は業界団体が公表する取引価格等の市場価格によっております。自行保証付私募債は、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。また、一部の個人ローン等は、商品ごとの将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非 上 場 株 式	788
② そ の 他 の 証 券	140
合 計	928

(注) 上記の有価証券については、市場価格がなくかつ将来キャッシュ・フローが約定されていないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	38,024	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	48,150	—	—	—	—	—
有価証券(*1)	35,732	124,930	222,228	112,060	270,815	110,056
満期保有目的の債券	840	4,850	15,600	2,000	—	57,946
その他有価証券のうち 満期があるもの	34,892	120,080	206,628	110,060	270,815	52,109
貸出金(*2)	482,181	450,786	326,899	210,421	264,462	648,147
合計	604,089	575,716	549,128	322,481	535,277	758,204

(*1) 有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表価額とは一致しません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない37,621百万円は含めておりません。

(注4) 預金及び譲渡性預金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	3ヵ月未満	3ヵ月以上 6ヵ月未満	6ヵ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
預金(*)	1,968,871	336,740	533,939	156,707	178,814	140,846
譲渡性預金	733	6,931	—	—	—	—
合計	1,969,604	343,672	533,939	156,707	178,814	140,846

(*) 預金のうち、要求払預金については、「3ヵ月未満」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△1

2. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国 債	51,084	54,562	3,478
	地 方 債	—	—	—
	社 債	12,635	13,121	486
	そ の 他	10,600	10,659	59
	うち外国債券	10,600	10,659	59
	小 計	74,319	78,342	4,023
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	7,000	6,989	△ 10
	うち外国債券	7,000	6,989	△ 10
	小 計	7,000	6,989	△ 10
合 計		81,319	85,332	4,013

3. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種 類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株 式	8,673	6,868	1,804
	債 券	641,767	618,735	23,032
	国 債	501,696	483,908	17,787
	地 方 債	79,371	76,458	2,913
	社 債	60,699	58,368	2,331
	そ の 他	4,373	4,296	76
	うち外国債券	4,263	4,221	41
	小 計	654,814	629,899	24,914
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株 式	42,384	53,064	△10,679
	債 券	166,323	168,303	△ 1,980
	国 債	157,764	159,665	△ 1,900
	地 方 債	3,684	3,732	△ 48
	社 債	4,873	4,905	△ 31
	そ の 他	1,610	1,648	△ 38
	うち外国債券	1,610	1,648	△ 38
	小 計	210,317	223,016	△12,699
合 計		865,131	852,916	12,215

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	5,650	—	4,631
債券	195,903	5,382	1,298
国債	195,853	5,382	1,298
地方債	—	—	—
社債	50	—	—
その他	—	—	—
うち外国債券	—	—	—
合計	201,553	5,382	5,930

5. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式4,144百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落している銘柄及び時価が30%以上50%未満下落しており、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断し時価の回復可能性がないと認められる銘柄としております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成23年5月6日

株式会社 京葉銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩 原 淳 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 正 志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 谷 績 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京葉銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京葉銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第105期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月9日

株式会社 京葉銀行 監査役会

常勤監査役 森 謙 二 ㊟

常勤監査役 小 澤 進 ㊟

監 査 役 磯 貝 正 尚 ㊟

監 査 役 大 塚 弘 ㊟

監 査 役 松 香 茂 道 ㊟

(注) 監査役磯貝正尚、監査役大塚 弘及び監査役松香茂道は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

銀行業としての公共性に鑑み、健全経営と内部留保の充実に努めますとともに、ステークホルダーへの適正な配分を行うという基本方針のもと、以下のとおり当期の期末配当およびその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

なお、内部留保金につきましては、お客様へのサービス向上のための設備投資を行うとともに、経営基盤の拡充や経営体質の強化のため有効に活用してまいりたいと考えております。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,397,703,375円となります。

また、中間配当金として4円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき9円となり、前期と比較して1円の増配となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年6月30日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 9,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 9,000,000,000円

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役綿貫弘一、上村 進、相原 薫、熊谷俊行および君塚英治の5名は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また取締役山下禎三、佐久間武彦および露崎忠夫の3氏は本総会終結の時をもって取締役を辞任されますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

取 締 役 候 補 者

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当行の 株 式 数
①	カミ ムラ ススム 上 村 進 (昭和27年11月13日生)	昭和52年5月 当行入行 平成18年6月 同東京支店長 平成19年6月 同取締役東京支店長 平成21年6月 同常務取締役 現在に至る 支店支援部 営業渉外部 営業企 画部担当	16,000株
②	クマ ガイ トシ ニキ 熊 谷 俊 行 (昭和32年11月25日生)	昭和56年5月 当行入行 平成18年2月 同総合企画部副部長兼総合企画 グループリーダー 平成19年4月 同経営企画部長兼経営企画グ ループリーダー 平成20年6月 同経営企画部長 平成21年6月 同取締役経営企画部長 現在に至る	33,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当行の 株 式 数
③	キミ ツカ エイ ジ 君 塚 英 治 (昭和32年9月3日生)	昭和55年5月 当行入行 平成18年2月 同江戸川台支店長 平成19年6月 同実朮支店長 平成21年6月 同取締役東京支店長 現在に至る	11,000株
④	※ カナ モリ ヨシ オ 金 森 義 夫 (昭和32年12月21日生)	昭和51年5月 当行入行 平成9年3月 同保田支店長 平成12年2月 同鎌取支店長 平成14年6月 同銚子支店長 平成16年6月 同馬込沢支店長 平成18年6月 同本町支店長 平成20年6月 同柏支店長 現在に至る	10,999株
⑤	※ マル ツグ オ 丸 次 男 (昭和34年5月1日生)	昭和57年5月 当行入行 平成12年2月 同本店営業部課長 平成15年3月 同さつきが丘支店長 平成16年6月 同船橋駅前支店長 平成18年6月 同五井支店長 平成20年6月 同成田支店長 平成22年4月 同本町支店長 現在に至る	10,750株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当行の 株 式 数
⑥	※ <small>オオ シマ ヒロ シ</small> 大 島 浩 司 (昭和35年1月22日生)	昭和57年5月 当行入行 平成12年2月 同秘書室秘書役 平成15年3月 同秘書室長 平成17年4月 同秘書室長兼秘書グループリー ダー 平成17年6月 同本八幡支店長 平成19年6月 同野田支店長 平成21年6月 同実朮支店長 現在に至る	18,343株
⑦	※ <small>ダテ カワ マサ ヒコ</small> 館 川 昌 彦 (昭和32年10月5日生)	昭和56年5月 当行入行 平成12年6月 同流山支店長 平成14年6月 同浦安富岡支店長 平成16年2月 同営業統括部営業企画課長 平成17年4月 同営業企画部チャネル開発グ ループリーダー 平成18年4月 同営業企画部副部長兼チャネル 開発グループリーダー 平成20年6月 同営業企画部長 平成21年6月 同木更津支店長 現在に至る	21,579株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当行の 株 式 数
⑧	※ <small>ホン マ マサ ヒロ</small> 本 間 正 広 (昭和31年11月6日生)	昭和54年5月 当行入行 平成9年3月 同検査部検査役 平成9年6月 同誉田支店長 平成12年2月 同行徳支店長 平成14年2月 同稲毛海岸支店長 平成16年2月 同千葉ニュータウン支店長 平成18年2月 同総務部調査役 平成18年4月 同総務部副部長 平成19年6月 同人事総務部副部長兼総務グループリーダー 平成21年6月 同総務部長 現在に至る	22,980株

- (注) 1. 各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
 2. ※印は、新任候補者であります。

第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます綿貫弘一、相原 薫、山下禎三、佐久間武彦および露崎忠夫の5氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当行役員退職慰労金内規に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
綿 貫 弘 一	昭和52年6月 当行取締役東京支店長兼東京事務所長 昭和56年1月 同常務取締役融資部長 昭和63年6月 同専務取締役業務本部副本部長 平成10年6月 同取締役副頭取 平成12年4月 同取締役頭取 平成20年6月 同取締役会長 現在に至る
相 原 薫	平成19年6月 当行取締役人事総務部長 平成20年6月 同取締役人事部長 平成21年6月 同常務取締役 現在に至る
山 下 禎 三	平成20年6月 当行取締役個人融資部長 平成23年4月 同常務取締役個人融資部長 現在に至る

氏 名	略 歴
佐久間 武彦	平成18年6月 当行取締役融資第一部長 平成20年6月 同取締役船橋支店長 現在に至る
露崎 忠夫	平成20年6月 当行取締役本店営業部長 現在に至る

また、当行は、役員報酬体系の見直しにより平成23年5月9日開催の取締役会において役員退職慰労金制度を本總會終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役3名ならびに本總會後も引き続き在任する取締役7名および監査役5名に対して、本總會終結の時までの在任期間の功労に報いるため、従来の当行役員退職慰労金内規に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期は各人の退任時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
小島 信夫	平成12年6月 当行取締役東京支店長 平成15年6月 同常務取締役総合企画部長 平成18年6月 同専務取締役 平成20年6月 同取締役頭取 現在に至る

氏 名	略 歴
藤 坂 政 美	平成16年6月 当行取締役船橋支店長 平成18年6月 同常務取締役経営企画部長 平成19年4月 同常務取締役 平成20年6月 同専務取締役 現在に至る
渡 部 茂 樹	平成18年6月 当行取締役船橋支店長 平成19年6月 同取締役本店営業部長 平成20年6月 同常務取締役 平成22年2月 同常務取締役事務部長兼事務セ ンター所長 現在に至る
福 田 紀 夫	平成18年6月 当行取締役融資第二部長 平成20年6月 同常務取締役 現在に至る
上 村 進	平成19年6月 当行取締役東京支店長 平成21年6月 同常務取締役 現在に至る
石 原 康 有	平成20年6月 当行取締役国際部長 平成21年3月 同取締役資金証券部長兼国際部 長 平成23年4月 同取締役国際部長 現在に至る
飯 高 弘 史 郎	平成20年6月 当行取締役支店支援部長 現在に至る
熊 谷 俊 行	平成21年6月 当行取締役経営企画部長 現在に至る

氏 名	略 歴
君 塚 英 治	平成21年 6 月 当行取締役東京支店長 現在に至る
橋 本 清	平成22年 6 月 当行取締役融資第一部長 現在に至る
森 謙 二	平成20年 6 月 当行監査役（常勤） 現在に至る
小 澤 進	平成22年 6 月 当行監査役（常勤） 現在に至る
磯 貝 正 尚	平成20年 6 月 当行監査役 現在に至る
大 塚 弘	平成22年 6 月 当行監査役 現在に至る
松 香 茂 道	平成22年 6 月 当行監査役 現在に至る

第 4 号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役15名および監査役 5 名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額80百万円（取締役分72百万円、監査役分 8 百万円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることにいたしたいと存じます。

第5号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件

当行の取締役および監査役の報酬額につきましては、平成9年6月27日開催の第91期定時株主総会において、取締役の報酬額は月額30百万円以内、監査役の報酬額は月額6百万円以内とご承認いただき今日に至っております。また、賞与につきましては、月額報酬とは別にご承認をいただいております。

しかしながら、その後の経済情勢の変化および役員報酬体系の見直しによる退職慰労金制度の廃止等、諸般の事情を考慮いたしまして、取締役および監査役の報酬額を改めさせていただきたいと存じます。

取締役の報酬額につきましては、月額による定めを賞与も含めた年額報酬に改め、年額480百万円以内にいたしたいと存じます。

また、監査役の報酬額につきましては、コーポレートガバナンスの要としての独立性を確保するため、賞与を廃止し全てを固定の年額報酬に改め、年額100百万円以内にいたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、個別の報酬額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、現在の取締役は15名、監査役は5名であり、第2号議案が原案どおり承認されますと取締役は15名、監査役は5名となります。

第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額および内容決定の件

当行の取締役の報酬額については第5号議案が原案どおり承認されますと、年額480百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）となりますが、これとは別枠で、取締役に対する報酬等として年額120百万円以内の範囲でストックオプションとして新株予約権を割り当てることといたしたいと存じます。

具体的には、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得させるものであります。

ストックオプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

当該ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容は、取締役の当行における業務執行の状況・貢献度等を基準としており、当該ストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、現在の取締役は15名であり、第2号議案が原案どおり承認されますと、取締役は15名となります。

1. 取締役の報酬として新株予約権を割り当てる理由

当行は、役員報酬体系の見直しにより、退職慰労金制度を廃止し、当行の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当行の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。

2. ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は、当行普通株式とし、新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株といたします。なお、本議案の決議日（以下、「決議日」という。）後、当行が当行普通株式につき、株式分割（当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

また、上記の他、決議日後、当行が合併、会社分割又は株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものといたします。

当行普通株式360,000株を、各事業年度に係る当行定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限といたします。

(2) 新株予約権の総数

3,600個を各事業年度に係る当行定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限といたします。

(3) 新株予約権の払込金額（発行価額）

新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価額を基準として当行取締役会で定める額といたします。

また、割当てを受ける者が、金銭による払込みに代えて、当行に対して有する報酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺するものといたします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価格を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲で、当行取締役会で定める期間といたします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要するものといたします。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した時点以降、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当行取締役会において定めるものといたします。

(8) 新株予約権のその他の内容等

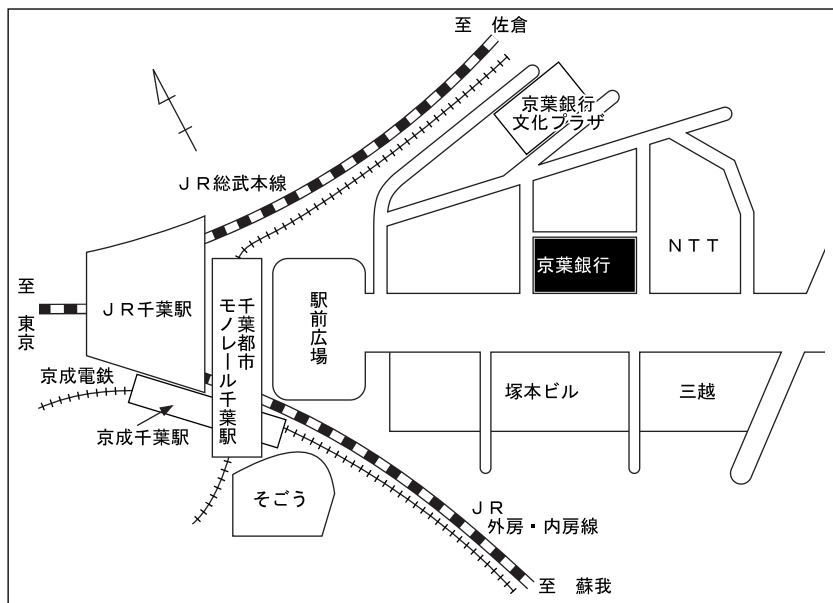
新株予約権の募集事項等を決定する当行取締役会において定めるものといたします。

以 上

～ 株主総会会場のご案内 ～

場所・千葉市中央区富士見1丁目11番11号

当行本店6階会議室



最寄駅JR千葉駅東口より徒歩5分

お願い 駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。